

令和6年6月20日

職員の処分について

1 事実の概要

本局職員が、平成28年度から令和5年夏頃までの約7年間にわたり、職員で組織する佐賀広域消防局サッカー部の予算から59万円を私的に流用したことを受け、以下のとおり処分を行いました。

2 対応

(1) 職員の処分について

次のとおり職員の処分を実施しました。

処分の種類	所属等	主な行為
停職6月	神埼消防署消防1課 三脊出張所副主任 階級：消防副士長 (35歳、男性)	地方公務員法第29条第1項第1号「信用失墜行為の禁止に違反する場合(同法第33条)」及び第3号「全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行があった場合」に該当

※ 佐賀広域消防局サッカー部の会計処理等の管理・監督が不十分であったとして本局サッカー部の現部長及び現監督を注意(口頭)処分とした。

(2) 全職員に対する対応

本日付で処分を行ったことに対し、法令順守の徹底及び綱紀保持について通知を行った。

佐賀広域消防局 総務課